

西表島世界遺産だより

第 11 号

令和 5 年 3 月発行
西表島部会
事務局

世界遺産登録の際の要請事項に関する「宿題」を提出しました

令和 3 年 7 月に「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が世界遺産登録されましたが、その際には世界遺産委員会からの要請事項として「観光管理」「ロードキル対策」「河川再生」「森林管理」について取組を進めるようにと“宿題”が出されていました。

これに対して、要請事項の項目ごとに対応策を検討するためのタスクフォース会議が設置され、各分野の専門家の知恵を借りながら対策の計画策定や取組の検討を進めてきました。

地域連絡会議や地域部会を通じて地元の関係者とも連絡調整を図りながら、要請事項に対応する「保全状況報告書」がとりまとめられ、令和 4 年 12 月 1 日にユネスコ世界遺産センターに提出されました。

<要請事項への対応の経緯>

令和 3 年 7 月 世界遺産登録・要請事項の通知

8 月： 地域連絡会議

9 月： 科学委員会

令和 4 年 3 月： 科学委員会

5 月： 地域連絡会議

10 月： 科学委員会
地域連絡会議

要請事項ごとのタスクフォース会議や各地域部会で具体的対応を検討

12 月 世界遺産センターに保全状況報告を提出

世界遺産委員会と IUCN によるレビュー

要請事項の概要

観光管理

特に西表島で、観光の収容能力とその影響を評価して観光管理計画に統合すること。それまでは、観光客数を現状以下にとどめること。

ロードキル

絶滅危惧種の交通事故死を減少させるための交通管理の有効性を緊急に見直し、必要な場合は強化すること。

河川再生

可能な場所では人工的インフラから自然に基づく技術や再生手段に移行するために、包括的な河川再生戦略を策定すること。

森林管理

緩衝地帯での森林伐採の区域の数と総面積の両方を現在のレベル以下にとどめ、いかなる伐採も厳格に緩衝地帯内に限定すること。

対応策の概要

『西表島観光管理計画』を策定し、観光客数の管理や平準化の取組を実施するとともに、『西表島エコツーリズム推進全体構想』等により法的拘束力を持つ立入規制や利用ルール設定を行う。

優先的に対策の強化が必要と判断される区域等について、交通管理措置の強化又はその検討を行った。今後も状況把握や対策検討を継続する。

河川再生の基本的な考え方やプロセスを示した包括的な河川再生戦略を策定した。今後河川工作物の影響把握調査や因果関係の分析検証を行う。

法令の規制や森林施業方針を遵守し、定期的に林業事業者と行政機関で情報交換や調整を行う。緩衝地帯の森林伐採が遺産価値に影響しないか調査する。

西表島の観光管理について2つの計画が策定されました。

観光は西表島を支える主要な産業である一方、観光に伴う地域住民の生活や自然環境への影響も懸念されています。このような影響を抑え、地域に貢献するより良い観光を目指すために、『西表島観光管理計画』と『西表島エコツーリズム推進全体構想』（「全体構想」と略します）という二つの計画ができました。これらの計画と、既に施行されている『竹富町観光案内人条例』などの制度等を組み合わせて、世界遺産登録の際の要請事項にもなっている西表島の観光の課題に対応していきます。

西表島観光管理計画

西表島全体の観光の課題に対応するための、観光に関する各種構想・計画・制度等を統合した計画として、令和5年3月に「西表島観光管理計画」が策定されました。

観光管理計画には、西表島の観光が目指すべき目標や方針、管理のための項目と基準（目安となる数値）、それを実現していくための管理方法や具体的な取組などについて記載されています。その概要は右ページの表に示す通りです。全体構想で定められた観光利用のルールも、観光管理計画の中に組み込まれています。

西表島観光管理計画は、沖縄県のウェブサイト上で見られるようになる予定です。

西表島エコツーリズム推進全体構想

西表島で行われている観光の中でも、ガイド（観光案内人）を利用して自然の中でアクティビティを行うような「自然体験型観光」の課題に対応する計画として、全体構想が策定されました。全体構想は、令和4年12月に国から「エコツーリズム推進法」に基づく認定を受け、認定式が行われました。

全体構想に基づき、西表島を観光で利用するところとしないところに分け（ゾーニング）、利用するところについては守るべきルールを定め、さらに一部の場所では立入制限（事前承認制）の仕組みを作って利用者数をコントロールしていきます。



全体構想の認定証と認定式の様子

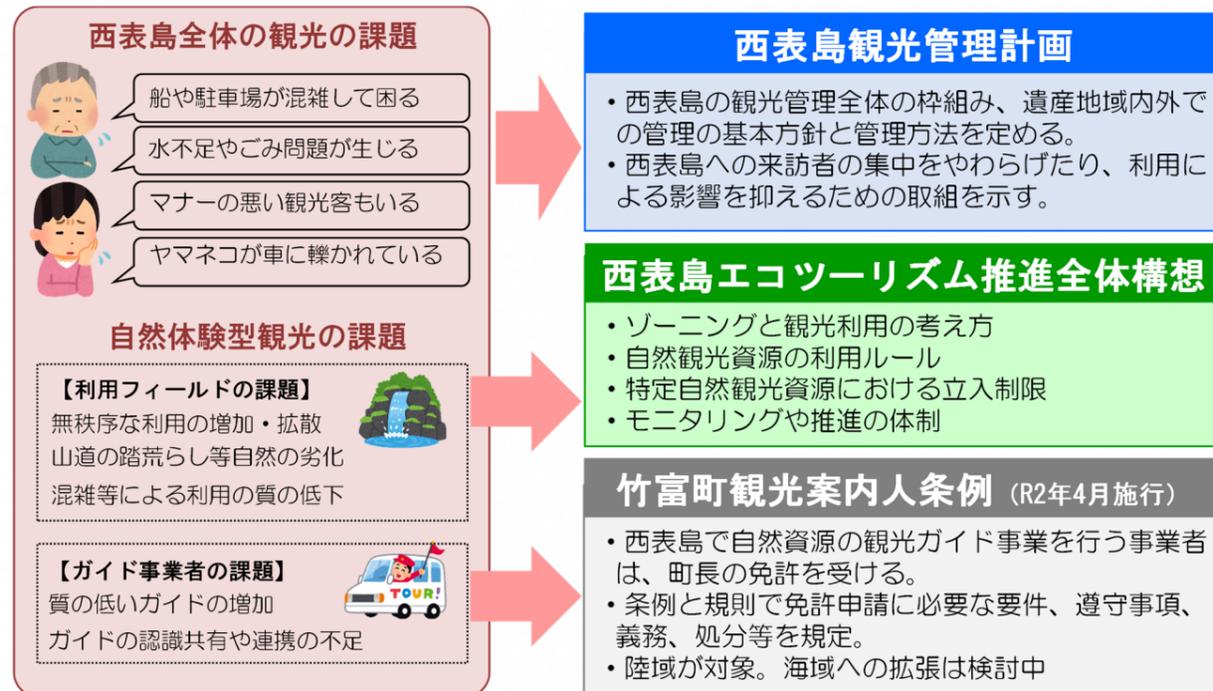


図 西表島の観光に関する主な課題と対応する制度・計画

西表島の観光管理の枠組み

・西表島観光管理計画で、下表のように観光管理の枠組みを定めました。

区分	管理項目	管理基準	管理方法（主な取組）
世界遺産地域	①自然体験フィールドとしての利用箇所の制限	遺産地域内での利用箇所を20箇所以上に増加させない	エコツーリズム推進全体構想の「保護ゾーン」は「原則観光利用しない」というルールに基づき利用を制限
	②自然体験型利用の入込客数の制限	i 利用が集中する場所の入込客数 A. ヒナイ川：200人/日以下 B. 西田川：100人/日以下	エコツーリズム推進全体構想の「特定自然観光資源」に指定し、そこに立ち入る人には事前に申請・承認を義務付ける制度を導入することにより、人数を制限
		ii. 希少生物の重要な生息・生育地の入込客数 C. 古見岳：30人/日以下 D. 浦内川源流域：50人/日以下 E. テドウ山：30人/日以下	
③来訪者・ガイド事業者の行動制限	iii. その他の自然体験型利用フィールドの入込客数 F. 場所・アクティビティ毎に1事業者・1ガイドの案内人数の上限を設定	観光案内人条例の規定で、エコツーリズム推進全体構想の利用ルールを守ることとしており、違反者は行政処分の対象となる。これによりガイド事業者がルールを守るようにさせる さらに、ガイド事業者に来訪者の行動管理義務を課すことで来訪者にもルールを守ってもらうようにする	
世界遺産地域外	④西表島への入込客数の抑制	変動量：年間入域観光客数を前年比で1割以上増加させない。 総数：基準値を年間入域観光客数33万人として設定。	基準値となる年間入域観光客数を観光関係者等に周知し、必要な対応を要請 基準値を超える場合等は管理方法を再検討する
		1日当たりの入域観光客数を1200人/日以下に制限する	混雑状況を予測した「エシカル観光カレンダー」等による観光客への情報発信を強化し、分散を促す 観光関連事業者との連絡調整会議の実施
	⑤来訪者・ガイド事業者の行動制限	島内での車両走行速度を40km/時以下に規制 一般利用者向け利用ルールに来訪者の禁止事項・行為制限を設定 事業者向け共通ルール及びエリア・アクティビティ毎の個別ルールにガイド事業者の禁止事項・行為制限を設定	警察による巡視や取締り、管理機関・NPO等によるパトロール・監視、来訪者・事業者・島民への普及啓発の実施 情報発信拠点の整備や観光事業者等の連携による来訪者への情報提供 観光案内人条例の規定でガイド事業者の行動を制限し、ガイド事業者に来訪者の行動管理義務を課す（遺産地域と同様）
⑥観光による多面的価値の創出	— (管理基準は設けず、行政、観光事業者、来訪者、島民それぞれに行動の促進目標を設定)	利用者が費用を負担する制度、良い取り組みを選定・支援する制度等により、より良い観光の動機付けをするとともに、管理に必要な施設整備や体制強化を行う	

※観光利用を対象としたルールの枠組みなので、基本的に地域住民の方には適用されません。

竹富町西表島エコツーリズム推進協議会のウェブサイトが公開されました。

全体構想に関する議論を進めてきた「竹富町西表島エコツーリズム推進協議会」では、西表島の観光利用フィールドやガイド制度などの利用の仕組み、利用ルールなどについて紹介するウェブサイトを作成し、令和5年2月15日から公開しています。

全体構想の全文は、このウェブサイトからも見ることができます。



<https://www.iriomote-ecotourism.jp>

図 推進協議会ウェブサイトのイメージ、URL、アクセス用のQRコード

世界自然遺産登録記念イベントを開催しました

令和4年11月、環境省の主催で3日間にわたり世界自然遺産登録記念イベントを開催しました。

11月20日には「イリオモテヤマネコの魅力を知ろう」と題して、ヤマネコの専門家である伊澤雅子先生を招いて西表野生生物保護センターで開催しました。リニューアルオープンしたセンターの展示や、ヤマネコ等の保護のためのバックヤード施設について、伊澤先生に解説していただいたほか、ヤマネコが何を食べているかを調べる糞分析の体験なども行いました。糞分析の地道さや楽しさについての感想が多く聞かれました。

11月26日、27日には、「奄美沖縄世界自然遺産について」と題して、奄美・沖縄世界自然遺産の専門家会議である「科学委員会」から、土屋誠先生、横田昌嗣先生、太田英利先生を招いて、講演会と野外観察会を実施しました。講演会では、それぞれの先生が専門とする生き物から見て、西表島や世界自然遺産の島々にどんな面白い生き物がいるか、どれほど貴重な価値があるかを、写真や研究成果を交えて紹介していただきました。野外観察会では、西表島の特徴的な生物を詳しい解説を聞きながら観察することができました。

今後も、西表島の世界遺産としての価値や魅力を身近に体験してもらえるような展示やイベントを行っていきますので、ぜひご参加ください。



野生生物保護センターの解説の様子



植物の観察会の様子



両生類・爬虫類の観察会の様子

お問い合わせ先

沖縄県自然保護課 TEL:098-866-2243

竹富町自然観光課 TEL:0980-83-1306